福祉避難所ワーキンググループ (第1回) 議事録

日 時:平成27年9月2日(水)15:00~17:00

場 所:日本赤十字社本社1階会議室(101号室)

出席者:矢守座長、天野、石川、宇田川、浦野、川合、河崎、三瓶、田村、寺尾、永瀨、

中村各委員

内閣府(防災):加藤統括官、尾崎参事官

事務局(日赤):西島部長

議事録:

○西島部長 それでは皆様おそろいのようですので、始めさせていただきます。

これから、第1回福祉避難所ワーキンググループを開催いたします。本日はお忙しい中、 当ワーキンググループにご参加いただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めます日本赤十字社の西島と申します。議事に入りますまで、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、お配りしている資料の御確認をお願いしたいと思います。次第を御確認いただけますでしょうか。第1回福祉避難所ワーキンググループという次第でございます。

本日の配布資料でございますが、資料1~資料8までの資料でございます。

あわせて参考資料でございますが、資料1~資料5まで机上にお配りしております。過 不足等ございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは開会に当たりまして、内閣府防災担当の加藤統括官には最後に御挨拶いただく こととさせていただきまして、当ワーキンググループの座長でございます、京都大学防災 研究所巨大災害研究センターの教授でいらっしゃいます、矢守座長に御挨拶をお願いした いと存じます。

○矢守座長 矢守でございます。よろしくお願いいたします。座って挨拶させていただきます。

今、事務局の方から御説明いただきましたとおりで、福祉避難所ワーキンググループを 開催することになりました。僭越ではございますが、私が座長の役割を担わせていただく ことになりました。委員の皆様には、今日もお忙しい中また暑い中、お時間を割いて集ま って下さって、誠にありがとうございます。

最初に加藤統括官から御挨拶をいただく予定でしたが、所用で遅れるとのことですので、 ごく簡単に御挨拶をさせていただきたいと思います。

既に事務局等からお聞き及びのことかと思いますが、東日本大震災の発生、あるいは広島県、鹿児島県の桜島や口永良部島等々の災害を受けて、避難所の課題、問題点が改めて提起をされております。それらを受けまして、「避難所の確保と質の向上に関する検討会」

が立ち上がり、その検討会の中にこの福祉避難所に関するワーキンググループと、主に質の向上に関するワーキンググループが立ち上がって、それぞれ役割分担をしながら検討をすることになりました。委員の皆様の中には、このうち二つあるいは三つともに関わっている方もいらっしゃいます。この二つのワーキンググループと親検討会が一体となって、折角災害を生き延びた方が、避難所の確保であるとか、避難所の質という点において、災害後に新たな犠牲、障害、課題が出ないように検討をしていきたいと思っております。

大変心強く思っておりますのは、今回のワーキンググループの委員としてお迎えしている方々は、東日本大震災、阪神淡路大震災、あるいは中越沖地震、能登での地震等々、近年日本で起きた大きな災害の現場で、御活動された経験を豊富にお持ちの方ばかりであるということです。非常に心強く思っております。

ぜひ皆様の御知恵、御経験等を結集いただいて、このワーキンググループを実りあるものにしていきたいと思っておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

○西島部長 矢守座長、ありがとうございました。本日、映像記録のためカメラをセット しておりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。資料1の「福祉避難所」ワーキンググループ委員名簿を御覧ください。お名前の五十音順に御紹介させていただきます。福島大学天野委員、東京医療保健大学の石井委員は御欠席でございます。続きまして、横浜市立大学石川委員、大阪府立大学伊藤委員は本日御欠席でございます。人と防災未来センター宇田川委員、レスキューストックヤード浦野委員。日本盲人会連合の及川委員は御欠席でございますが、傍聴人といたしまして藤井部長に御出席いただいております。続きまして日本バス協会の川合委員でございます。続きまして輪島市の河崎委員。福島県社会福祉協議会福島県老人福祉施設協議会の三瓶委員。新潟大学の田村委員。宮城県看護協会の佃委員は本日御欠席でございます。続きまして全国社会福祉協議会の寺尾委員。新潟県の永瀬委員。岩手県野田村の中村委員でございます。本日、内閣府からは尾崎参事官が御出席をしております。以上でございます。それでは、ワーキングを開始させていただきます。ここからは矢守座長に議事進行をお願いしたいと思います。

○矢守座長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに、今御紹介のあった議事次第をもう一度御確認いただけますでしょうか。本日、一番から四番まで4つの議題を用意しております。これから2時間弱をかけて、これら4つの議題を検討してまいりたいと思います。お時間に限りがございますので、可能でしたら、議事の途中では簡単な確認の質問等にとどめさせていただいて、全ての議事が終了した後で、予め事務局より皆様にお願いさせております点について、委員の皆様から、今日は第1回目ということなので、福祉避難所ワーキンググループとして検討していくべきことや、焦点として取り上げるべきこと等について、短い時間ではありますが、お一人ずつ御意見を伺う時間を別途設けておりますので、少し長めのコメントはその時間にお願いできればと思います。

では議事に入りたいと思います。まずは、ワーキンググループの位置付けについて、先ほど少し先走り的に御説明申し上げてしまったのですが、どのような位置付けで、どのような検討課題をワーキングとして企画されているかについて、それから今後のスケジュールを含めて、内閣府及び事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○尾崎参事官 それではまず内閣府から、今回のワーキンググループを立ち上げた経緯等 を御説明させていただきたいと思います。

資料2と資料3、参考資料1~3までございますので、資料が多く恐縮ですが御確認いただけますでしょうか。冒頭の座長のお話で、資料2の大部分についてお話いただきましたので、私の方からはもう少しその背景ですとか、内閣府で課題と感じていることを中心に、御説明をさせていただければと思います。

参考資料1を御確認ください。検討会を設置するに当たり、様々な経緯、課題等があると考えておりまして、それらをまとめさせていただいたのが参考資料1~3でございます。参考資料1の4ページを御確認いただければと思います。避難所についての内閣府等のこれまでの対応ということで、時系列で整理したものでございます。災害時の要援護者への対応は、平成18年の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の策定から本格的に取り組みをスタートしております。当時は厚生労働省が担当をしておりました。今は内閣府に取り組みが移管されております。平成20年に、厚生労働省と日赤が「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を策定したということであります。

その後、東日本大震災があって、福祉避難所についても様々な課題が出されまして、平成25年6月に「災害対策基本法」の一部が改正されて、福祉避難所を含めた避難所を指定するということと、避難所の生活環境の確保についても向上することが法律にも定められまして、平成25年8月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が別途策定されたということでございます。後ほど、そういったお話があるかと思いますが、平成20年6月に策定された「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が参考資料4で、平成25年8月に策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が参考資料5として添付させていただいております。その後、私どもの取組指針の実態調査ですとか、様々なところからの御意見ですとか、御提言をいただいたことを踏まえて、今回の検討会を立ち上げることとなりました。

参考資料1の1ページ目を御確認ください。

こちらに、私どもの考える全体的な課題と問題点を整理しております。ただ、これに限らず、他にも課題や問題点は多くあると認識しておりまして、これはあくまでも、その時点における国としての課題意識ということでございますので、これに限らず御意見を頂戴できればと思います。

参考資料1は親検討会で使用した資料を提示させていただいておりますので、一般の避 難所に関する問題を含んだ課題の提示となっております。一般の避難所も福祉避難所も、 平常時において、まだまだ指定避難所が少ないということが課題の一つになります。福祉避難所を指定していない、あるいは指定の取り組みの最中という市町村が半数以上になります。特に、福祉避難所として指定されている児童福祉施設の数が少ないということであるとか、生活相談員の配置が基準に満たないということがあります。災害救助法では10人に1人の生活相談員の配置を規定しており、そのための財政的な支援を規定しておりますが、それにもかかわらず、10人に1人の設置を満たすことが出来ない市町村が半数以上であるという調査結果が出ております。

そのほかに、発災時の施設職員向けマニュアル等の作成が十分進んでいないであるとか、要配慮者に対して情報提供する際の伝達手段を十分用意できていない市町村が多いということです。市町村からの主な意見・提案としては、人的応援体制の仕組みづくりが必要、施設の職員向けマニュアルが必要、受入れた要配慮者への支援範囲の明確化、平時からの物資の供給の仕組みづくり、あるいは構築ですとか、常に訓練、研修が必要といったことについての要望をいただいているところであります。

福祉避難所の内容に関する課題であるとか、手法に関する課題は、2ページを見ていただければと思います。こちらに、課題や問題点として、取組指針の中身を見ると、より実効性・具体性のあるものに見直しが必要ではないかといった御指摘をいただいております。二つ目は、参考資料2として、平成20年に厚生労働省の方で、ガイドラインを策定して

二つ目は、参考資料2として、平成20年に厚生労働省の方で、ガイトラインを東定しており、平成25年8月には内閣府が取組指針を作成しておりますが、内閣府の作成した取組指針には、一般の避難所も福祉避難所も含んだ形で策定をしております。そのため、福祉避難所に関しては、内閣府で作成した指針と、厚生労働省で作成した指針が並存する形となっておりまして、いくつかの市町村から、どちらを基準とすればよいのかわからないということで、統合するなどの見直しが必要ではないかという御指摘をいただいておりました。

次に3ページ目です。一般の避難所も福祉避難所もこういった状況を踏まえつつ、必要な見直しをしていく必要があるということで、福祉避難所の関係で申し上げますと、3ページ目の下の部分で示しておりますように、様々な観点からより実効性・具体性のあるものとなるように全般的な見直しを依頼したいということです。②の災害時のトイレのモデルケースについては、質の向上ワーキンググループで検討しております課題で、③の避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組内容について、自治体からの様々な意見も踏まえて、福祉避難所の施設あるいは要員の確保といったところも、具体的な部分について御提言をいただきたいと思っております。

次に参考資料2を御確認ください。こちらは親検討会で提出した資料を参考としてつけております。福祉避難所に関する問題については、6ページ目で市町村における福祉避難所の指定状況を示した結果を載せております。あるいは8ページ目で、福祉避難所の運営状況等について、施設分類ですとか、要配慮者10人当たりに配置する生活相談員の人数ですとか、災害時の職員向けマニュアル等の作成ですとか、要配慮者に対しての情報提供に

ついてといったことについて、結果が出ております。

10ページ目から13ページ目までについては、質の向上ワーキングに関する課題意識を整理したものになります。福祉避難所に関する課題、問題点を整理する福祉避難所ワーキンググループと、避難所における生活の質の向上ワーキンググループでの課題意識を踏まえて、親検討会で取りまとめるということにしております。可能であれば少しでも早く進めたいということでありまして、既に親検討会は、7月に第1回と、第2回を開催しておりまして、ワーキンググループの設置が承認されております。具体的な課題への取り組みについては、ワーキンググループでの検討を予定しておりまして、親検討会では両ワーキンググループから提示された課題を取りまとめることとしております。できれば様々に御議論いただいて、今年度を目途にまとめていただきたいと思っています。

ワーキング資料 2 を御確認いただきたいと思います。こちらは両ワーキンググループの 位置付けについて整理したもので、親検討会に提出し了承いただいた資料です。

福祉避難所ワーキングループに関しましては、主に福祉避難所の確保推進と、災害時の円滑な運営等に関する課題を扱うこととしております。先ほど説明させていただいたとおり、取組指針とガイドラインと二つあるところを統合・整理していただく部分と、人材確保、施設確保といった対策について、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

それから、ワーキンググループの構成員は先ほど御紹介いただいたとおりです。親検討会の座長は矢守先生にお引き受けいただいております。矢守座長には、私どもの方から福祉避難所のワーキンググループについても座長をお願いしております。

次に本ワーキングの公表等については、情報公開が社会的要請になっていることもありまして、ワーキンググループで配布した資料は公開させていただきますし、議事録も皆様に確認をさせていただいた後、公表する予定としておりますので、恐縮ですが御協力いただきたいと思います。なお、ワーキンググループの座長が特に必要と認める場合には、配布資料及び議事録の一部または全部を公表しないこととすることが出来るとさせていただきます。

ワーキング資料3を御確認ください。こちらは、親検討会の第1回と第2回で提案された主な課題等をまとめたものになります。第1回では自由に御議論をいただき、課題を提示していただきました。第2回では、有識者に対するヒアリングをさせていただいておりまして、避難所のトイレに関することと、女性の視点から発表をいただいております。

福祉避難所に関しては、福祉避難所となる福祉施設等の一部では、災害時の受入により通常のケアやサービスが出来ない施設が生じているとか、福祉避難所と一般避難所の設置を分ける方法だけではなくて、避難所内を区分して、福祉避難室のような要配慮者のためのスペースを確保するなど、避難所の設置・運営を工夫する検討も必要であるといった課題意識が提示されました。また、福祉避難所における福祉人材確保のための取り組みとしては、既にいくつかの県での取り組みが先行しているようですが、人材確保のための情報提供や、災害派遣福祉ネットワークの体制が進んでいないといった課題が提起されており

ます。こういった親検討会での問題意識も踏まえまして、様々な御意見をまとめていただければと思います。

内閣府からは以上です。

〇西島部長 それでは、今後のワーキング等の取り組みに関して、事務局から説明をさせていただきたいと思います。資料 1 「福祉避難所ワーキンググループ取組イメージ」を御覧いただきたいと思います。

左上に掲げております「検討会」とは、本ワーキンググループの親検討会であります「避 難所の確保と質の向上に関する検討会」のことであります。

まず、事務局側におきまして、先ほど内閣府から御説明いただきました様々な課題・問題点を踏まえた福祉避難所の確保推進や災害時の円滑な運営等のため、平成20年に策定された「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」と、平成25年に策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の関係が不明確であり、市町村等が適切に活用出来るよう、統合などの見直しが必要ではないかとの指摘がございます。こうしたことを考慮して、ガイドラインと指針の統合のための整理をさせていただき、委員の皆様方に御確認・検討いただきたいと考えております。

この御確認・検討に当たりましては、単に内容の統合だけにとどまらず、避難所設置に 関する調査研究や既存の研究成果、また有識者の方々からのヒアリングなどを通じまして、 課題抽出や整理を事務局側で行い、これらを反映させていただきたいと予定しております。 反映した形で、御確認、検討いただければと思います。

本年度の予定では、年内まで本日を含めて3回のワーキンググループ開催を予定しております。最終的に合意されました新たな「取組指針」(案)につきまして、親検討会に御報告し、御承認をいただきたいと考えております。

さらに、新たな「取組指針」では整理しきれない課題・問題点が多々あろうかと思います。それらにつきましては、当ワーキンググループの報告書としてまとめさせていただき、次年度以降、その解決に向けた取組み、例えば人材の確保、外部関係機関との連携・協働のあり方、ハード面の確保などを継続的に検討する場を設けていただき、新たな「取組指針」にその都度、反映させていただきたいと考えております。

続きまして資料5「今後の検討項目案」を御覧ください。

当ワーキンググループでの検討項目案と合意を目指す事項です。

第1回目の本日は、新たな「取組指針」の検討の進め方、各委員からのプレゼンテーションの1回目でございます。課題意識の共有を行い、当ワーキンググループとしての検討範囲、今後のスケジュールと新たな「取組指針」の今後の論点の取りまとめなど、御意見をいただきたいと思います。

10月に開催予定の第2回目のワーキングでは、関係者ヒアリング・委員プレゼンテーションの第2回目、新たな「取組指針」(案)の検討、その運用や具体化の検討をお願いし、方向性や運用・具体化の論点整理、さらに親検討会への中間報告(案)を作成いたします

ので、それらについて合意をいただきたいと考えております。

11月開催予定の第3回目では新たな「取組指針」(案)の確認、運用・具体化の整理と報告書の骨子(案)の確認をお願いし、これらを素案として作成させていただく予定としております。

親検討会の開催状況にもよりますが、概ね年内には当ワーキンググループの検討結果を 御報告する予定であり、大変お忙しい中恐縮ですが、年明けの1月中に検討結果を取りま とめて、御確認をいただき、2月~3月にかけまして、各都道府県等に対してブロック会 議等により周知する予定を組んでおります。以上でございます。

○矢守座長 ありがとうございました。ただ今、本ワーキンググループの設置までの背景 や経緯、問題意識について、内閣府から説明がございました。それから、今後どのような スケジュールでどのようなことを検討していきたいかという計画については、事務局から 説明いただきました。

少し時間もございますので、御確認や、疑問点がありましたら、いかがでしょうか。ど なたからでも結構です。

- ○田村委員 質問よろしいでしょうか。まずは確認ですが、二つあるものを基本は既にある取組指針とガイドラインを統合していき、新しいものを加えるということでよかったでしょうか。その後、他の研究成果等を踏まえて統合するということでよいでしょうか。
- ○西島部長 はい。
- ○田村委員 新しい質問で大変恐縮なのですが、実は今、準避難所という言葉が世間に出 回りはじめていて、その辺りを行政としてどの程度認知されているか、御理解されている か、それをどのように取り扱うかということについてお聞きしたいのです。

私が聞きましたところでは、準避難所というのは、福祉避難所的な意味合いで用いられている方もいれば、もう一方でマンションのようなところに避難スペースを設けて拠点にしていこうとする話もあるようなのですが、その辺りのことについて、もしお分かりであれば教えてください。

- ○西島部長 先ほど御説明させていただいたとおり、単に統合すればよいということではないので、最新の研究の成果も反映させていただき、新しい取組指針に取り入れるかどうかは、御議論が必要かと思っております。それらは別途、提言書、報告書としてまとめることも検討しております。その辺も御意見を頂戴したいと思っております。
- ○田村委員 一つ目の質問については、わかりました。二つ目の質問である、準避難所について、内閣府はどのように考えているかについて、お答えいただけますでしょうか。昨今、避難所と福祉避難所についてだけでなく準避難所という言葉が出始めていることから、そのようなものについて、行政内で何か御議論があるのであれば教えてほしいというものです。議論の前提となるかと思いますので。
- ○尾崎参事官 今現時点で何か具体的にどうこうというのはございません。今後の議論の中で、検討いただくことになろうかと思います。

○田村委員 国の中で特に、準避難所という言葉はオーソライズされている言葉ではないということでしょうか。分かりました。では次回以降とさせていただきたいと思います。 ○矢守座長 準避難所という言葉について、私もあまり聞いたことのない言葉なのですが、今の内閣府からの答えは、議論から排除するわけではなく、この委員会の中で、バージョンアップしていく中で、そういった言葉も取り入れるべきだということになるのであれば、議論に挙げて検討していくことがあり得るということですね。わかりました。

ではまた田村委員からどういう形であるかは別として、御存知ない方もいらっしゃると思いますので、次回あるいは事務局にインプットいただければ、資料等を共有いただけると思いますので、よろしくお願いいたします。他はいかがですか。

○永瀬委員 参考資料 4 と参考資料 5 を一体化という話かと思いますが、ワーキング資料を拝見すると、イメージとしては参考資料 5 の「取組指針」のスタイルになるのかなと思うのですが、今の「ガイドライン」というのは丁寧に記載されている気がするのですが、災害が起きた市町村、自治体にとっては、指針に書いてあることは、比較的分かりきったことの大まかな表現であって、実際的には立上げのノウハウや、今後の課題といったような細かい話が非常に参考になると思うのですが、そういったものは、資料 4 の 3 に書いてある報告書に載せるというイメージでしょうか。

- ○西島部長 今年度の検討に限りもあることから、市町村で活用してもらうために有用な 資料等の作りこみは、報告書で今後の作成について言及することとしたい。
- ○尾崎参事官 取組指針に盛り込むものと、報告書に盛り込むことの整理をしたいと思います。

取組指針に盛り込めないが必要な事項等は報告書に盛り込みたいと思います。御提案いただきましたことについて、例えば先進事例についても報告書に盛り込むことがよいかと思いますし、他に展開の仕方として、会議等で市町村に提示するなど、いろいろな方法がありますので、御議論いただいた内容は、展開の方法を含めて検討したいと思います。 ○矢守座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

最後に御議論いただいた点については、永瀬委員のおっしゃった点について、私も趣旨は理解出来るつもりでおります。事務局とも話していたのですが、指針の文体は、「すべき」というものが多く、理想論としては分かるが、もう少しノウハウ的なものが掲載されているものの方がより役に立つのではないかという御指摘が含まれていたかと思います。私としてはなるべくそういったことについても踏み込む形で、取組指針なのか報告書なのか住み分けは検討すべきですが、折角このような形で様々な経験を持つ委員にお集まりいただいているので、特にその必ずしもベストな事例だけでなく、限られた条件の中で運営を工夫された事例が、実際には被災地で役立つのではないかと思っておりますので、そういったことを取り込むようにしたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

もしよろしければ一応時間配分的にはそろそろ次の議題に移りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。御協力ありがとうございます。

ではこれで、議題1「ワーキンググループについて」、それから、議題2「新取組指針の検討の進め方について」、御議論をいただきました。

それでは3番目の議題ということで、早速ですが、1回目ですが、委員の皆様に多数お集まりいただいておりますので、なるべく多くの委員の方から、それぞれの問題意識や御経験をいただきながら、それをベースとして、議論を進めていきたいと思っております。事務局とも相談して、今回は、お二人だけですが、委員の皆様からプレゼンテーションをお願いしたいと思っております。本日は三瓶委員と河崎委員のお二人にプレゼンテーションをお願いしております。本当に限られた時間で申し訳ないのですが、それぞれ10分ということでお願いしておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

まず、三瓶委員から御説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○三瓶委員 まず、緊急避難と移送のリスクということで、実際に避難をした経験からお話をしたいと思います。

現在、福島県は非常に厳しい状況が続いております。直接死が1,602人、震災関連死が1,884人で、まだ増えています。これは自殺等によるもので増加しているのですが、そのような形で、避難と移送は重いテーマであるということをまず御理解をいただきたいと思います。

このマニュアルにもあるかと思いますが、特別養護老人ホームというのは、施設の責任において避難する形となります。実際には、勤務者 $4\sim5$ 名で利用者100名近くを避難させるということで、単純に施設だけで避難出来るものではありません。実際には、移動手段がない、長距離・長時間の移動になる、職員も被災するため介護職員が少なくなる状況が見られます。

次に、避難施設を考えると、6ページを見ていただくとわかるように、避難する時、バスに乗せて簡単に避難出来るものではないわけです。実際にはバスに利用者を括り付けるような状態で、それを何回かバスを乗り換えながら避難をすることになります。特にこれは福島県では原子力発電所事故という特殊な事情がありましたが、弱者が避難をするためには時間がかかる、健常者の方が避難も早いわけです。そうしますと一つの避難所に移動したとしても、既に一杯で入れないわけです。そして次の避難所に行かなければならない、それを何回も繰り返さなければならないわけです。確実に全ての避難所が決まっているならばいいのですが、緊急時に避難所が簡単に決まらない、例え事前に決めておいたとしても、緊急時、整然とその設置が進むわけではない。そういう中で、どうしても病弱者あるいは精神的に支障を抱える方の対応が遅れるために、避難が困難となるわけです。更には、簡単に避難が出来るかのように思いますが、交通渋滞がものすごいです。グリップロックとかデッドロックというように言われる、ほとんど動かなくなってしまう状況が生まれる中での避難ということで、避難所にたどり着くことすら困難となる。

いずれにしても、資料の7ページ、8ページを見ていただきますと、実際に一つの施設

に2千人も3千人も避難する例が出てくるわけです。そういったことに準備が出来るのか、 非常に心配になるわけです。マニュアル等に書いてあることを整然と行うことが難しい状 況が生まれるわけです。そういったことも踏まえて検討が必要だと思います。大きな災害、 南海トラフもそうでしょうし、地震、火山の活動も同じでしょうが、そういった災害を想 定した検討が必要になる。

経験から、われわれは同業者、例えば、特別養護老人ホームであれば特別養護老人ホーム、デイサービスであればデイサービスの関連団体で複数協定を結んで、避難の時にお互いに大丈夫な施設に避難出来る体制をとることを目指して、福島であれば、実際に協定書を結ぶことで対応しております。福島ですと6つのブロックに分かれて、ブロック間で連絡は衛星通信を使って、確実に連絡が取れる体制を取っております。どうしても福祉避難所での避難では完全ではなくて、確実に介護を行える施設に避難をしなければならない状況があるわけです。そういうことを含めて、ガイドラインなり、マニュアルが出来ればよりよいと思う。非常に難しいとは思いますが、御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○矢守座長 ありがとうございます。すごくコンパクトにしていただいたことかと思いますが、まだ十分お時間がありますので、もう少し詳しく御解説いただいても大丈夫ですが、 どういたしましょうか。

- ○三瓶委員 後ほど質問があれば対応します。
- ○矢守座長 そうですね。それでは、また後で御質問やコメントがあれば、その時にプラスしていただければと思います。

では、続いて河﨑委員からもプレゼンをいただいて、その後、皆さんから御質問をしていただきたいと思います。

○河崎委員 私の方からは、能登半島地震での輪島市での経験を踏まえて、どのようにしてきたかを皆様にお話しできればと思います。

お手元に資料がいっておりますが、能登半島地震につきましては、簡単に申し上げますと、東日本大震災のような大きな地震ではなかったということがあります。一般的に申しますと輪島市が被害を受けたのは資料の1ページに記載しているとおり、15%です。15%の家屋がつぶれ、15%の方が被災をして、避難をしたということを前提に、お話を聞いていただければと思います。

当時、市役所内に設置されていた国の災害対策本部より、福祉避難所の設置準備から閉鎖まで、これまでの間、災害救助法に則った前例がないため、これを何とか軌道に乗せるような取り組みをお願いしたいという依頼を受けて、設置運営をさせていただいたところです。見ていただきたいのは、2ページに時系列で示しましたが、災害救助法では福祉避難所も一般避難所と同様に短期間での閉鎖を目指すようにしておりますが、設置運営を行ってみた結果、閉鎖までに一般避難所よりも時間がかかったというのが実態でございます。3ページにあるように、災害時において、いかに事業者の方に福祉避難所の設置運営を

していただくかに当たっては、市の職員が自信を持って、「あなたのところには極力迷惑をかけない、費用的にもこうなる(経費は市あるいは国が負担する)」と、仕組みをしっかりと説明出来ないと難しい。そのために、福祉避難所を理解し、その概要を取りまとめておくという努力が必要になります。

能登半島地震における輪島市の福祉避難所における利用者は13人となりました。その方々がどのような属性を持っていらっしゃったかというと、4ページに記載のとおりで、いわゆる要介護認定状態に当たる方は、特別養護老人ホーム等の施設に定員超過による特例で入所していただきましたので、服薬とトイレ、ほぼその二つにおいて問題を抱える方が福祉避難所に避難をされてきました。この方々は、単身あるいは高齢者夫婦世帯の方が多く、自分で退所先を見つけることが出来ないということで、平均的な利用期間も20日から30日前後と長期間になられました。5ページにあるように、利用者の方の退所先を見ていただくと、病院入院、特別養護老人ホーム等に行かれる方も出ました。やはり当時は福祉避難所においては、そこで避難者のお世話はもちろん、その方々の次の行き先の検討まで行わなければならない介助員のあり方がキーとなると実感いたしました。

市の職員等でも勘違いをされている人が多いのですが、6ページに記載したように要援護者の全てが福祉避難所に避難をされるわけではありません。こういった形で、どれくらいの方々が福祉避難所に行かれるかを整理しておくことの必要性を皆さんに周知することが必要だと考えております。

そういった経験を踏まえて、福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン作成に関わらせていただきました。福祉避難所の設置・運営に関するガイドラインでは、7ページにもありますように、福祉避難所設置・運営に関するマニュアルを作る、福祉避難所の指定・整備を進める、福祉避難所の設置・運営にかかる訓練等を推進することを三本柱としてあげております。

折角、福祉避難所の設置運営を経験した市として、この経験を無駄にしないために、出来ることがあればということで、8年半にわたって対策を進めてきました。誰がやるかという点では、福祉避難所という括りでは多くの自治体で防災が担当しているケースが多いですが、輪島市においては防災対策業務が原子力対策を含め、広範囲にわたることもあって、福祉避難所に関しましては健康推進課が担当をするということで進めてまいりました。その9ページにあるように、ガイドラインと照らし合わせた形で協定の締結やマニュアルの策定、訓練を着実に実施してまいりました。

協定締結については、さきほどもお話ししたように介助員の位置付けが大事になりますので、10ページにあるように、相互協力の体制を盛り込み、基本的には福祉避難所を設置・運営する事業者が、自分の事業所で介助員をそこで見つけられない場合は相互協定を結んだ先の事業所から、介助員を派遣してもらえるような対応としております。その結果、輪島市では障害者用、高齢者用、妊産婦用、に区分けした福祉避難所の設置が進んでおります。11ページにその協定締結状況を地図上に示しております。こういった形で、市内に万

逼なく福祉避難所を設置出来る状況にまできています。

マニュアルについては、資料の12ページ以降となります。マニュアルについては、簡潔な内容にしなければならない。そしてまた、検証を継続しなければならないと思っております。

輪島市におけるマニュアルは、介助員をどうするか、福祉避難所をうまく回していくためにコーディネートを実施する市の職員を必ずつけること、それからマニュアルの様式を使えば全て完結するということを三本の柱として設計しております。

13ページは、輪島市における福祉避難所設置・運営に関する全ての様式をリスト化したもので、全て資料としてマニュアルに掲載しております。14ページは、福祉避難所をどのように設置・運営していくかということを説明した資料です。中央に「連絡員」とありますが、これはコーディネートする市の職員です。これは普段の介護保険関連の職員がなることをルール化しておりまして、全てをうまく回せるような形で福祉避難所の連絡員をこのように位置付けております。

マニュアルを作るだけでは足りないので、訓練を実施させていただいております。訓練に際しては、1週間ほど前に、訓練を実施する福祉避難所を訪問させていただいて、2時間ほどかけて福祉避難所についてのレクチャーと訓練当日のスケジュールを説明し、後日の避難訓練に備えることとしています。避難訓練の内容は、16ページに示しておりますとおり、要援護者の受入れということで、実際の要援護者に自宅から一次避難所に避難していただき、そこで身体状況等の調査の結果を踏まえて、福祉避難所へと避難してもらう訓練に加えて、市の職員と事業者に対する事務手続きの訓練をしております。マニュアルに記載された様式を使えるものにしておくことが大事であることから、このような訓練を実施しております。

この訓練の結果を踏まえて、17ページにあるようにマニュアルは毎年修正をして、より使いやすいものになってきているというのが現状であります。マニュアル等は、全て輪島市のホームページにアップしております。

18ページ以降、輪島市における訓練の様子を掲載しております。19ページに示した写真は、福祉避難所の設置訓練を行う事業所に説明パネルを展示している写真です。福祉避難所を設置運営する訓練をしながら、訓練に参加しない方にも目に触れる形で普及を図っております。

実際の訓練の様子は、20ページ以下に記載したとおりです。特に21ページは、事業所の職員も市の職員も福祉避難所を設置・運営することについての様式に慣れる、ノウハウに慣れることが必要ということで、こういった訓練を実施させていただいているということです。

最後になりますが、22ページにありますように、訓練の継続実施をしない限りはマニュアルがよりよいものにならないし、それをもって実際の運用につながらないことを申し上げたいと思います。最終的に、協定作成やマニュアルの作成といったフォーマルな事柄に

関しては、役所の職員さえしっかり検討していれば決められることなのですが、実際の災害時には物があるだけでは行動はできません。やはり、普段、施設の関係者と自治体の職員が相互に連絡を取りながら、円滑に運営出来る状態を作っていくことが大事であるということを、訓練や実体験を通じて学ばせていただいたということであります。早口になり申し訳ありませんが、これで発表とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○矢守座長 ありがとうございます。

お二人から対照的なお話があったかと思いますが、非常に御苦労された事例ということで、もちろん福島の方も、輪島市の方も御苦労されているのですが、それを踏まえてどこまで出来るのかを検討して、連携の仕方であるとかマニュアル、訓練の仕方等を検討されているということでした。大変勉強になりました。委員の皆様から質問等あるかと思いますので、どうぞお願いいたします。

○浦野委員 河崎委員に質問なのですが、福祉避難所訓練を実施する際に、自宅から一般 の避難所に行って、福祉避難所に行かれるということですが、ここで地域の人はどのよう に関わっておられるのでしょうか。

○河崎委員 要援護者の避難訓練において、順を追って御説明していきますと、輪島市の防災訓練では避難準備情報が出されたところから開始をいたします。避難準備情報が出された段階で、要援護者と、要援護者と一緒に逃げていただく方に、一次避難所に向けて避難を開始していただきます。どういった方が関わっていくかということに関しては、要援護者とその御家族、家族がいない場合は区長、区長がいない場合は民生委員が対応します。訓練では、市の職員あるいは地域包括支援センターの職員が必ず付いて、きちんと逃げることが出来ているか、配慮が出来ているか、避難ができているかのチェックを行っています。要援護者の、実際の人間を使って第一次避難所までの避難訓練を行わせていただいています。

○浦野委員 それと、福祉避難所への移送について、この方は福祉避難所の対象者だなという対象者の見極めについては、専門職が行っているのでしょうか。

○河﨑委員 見極めにつきましては、資料の13ページにあるように、輪島市のマニュアル に掲載されている様式集の中にチェック表を設けて対応しています。

一次避難所等で、保健師、地域包括支援ケアセンターの職員の方に、実態把握票で気になる方の実態を把握していただきます。そして、生活機能詳細チェック表や、健康相談票を記入していただき、その後の経過記録をもって、本人もしくはその家族を含みますが、そこの避難所での生活が不適切であるとの判断を彼らの判断でしていただくことになります。その判断をもって、福祉避難所に行っていただくことにしています。救助法にあるように、福祉避難所への移送は、原則は家族に移送をしてもらいますが、この場合において家族がいない方につきましては、事業所の車を使わせてもらい、避難をすることにしています。事業所の車を使う場合には、ガソリン代は救助法より拠出させていただくことにし

ております。

- ○浦野委員 一般の避難所には、福祉避難所というか福祉避難スペースというのは出来ているのでしょうか。
- ○河崎委員 一般の避難所のマニュアルでは、要援護者に対して「配慮すること」という 文字はありますが、一般の避難所の中に福祉避難所的スペースの明記をしておりません。

能登半島地震において、事務室の一角を福祉避難所的に使った事例はありますが、そこは福祉避難所としては扱っておりませんので、一般の避難所には福祉避難室は設置されていなかったということになっております。

- ○矢守座長 ありがとうございます。他はいかがですか。
- ○宇田川委員 福祉避難所の運営には多くの専門職がかかわるため、連絡員の業務がポイントになってくると思うのですが、その辺りについて、もう少し詳しく共有いただけるとありがたいのですが。
- ○河﨑委員 この連絡員というのは、福祉避難所について総合的にコーディネートをする 役割を担っていただきます。この連絡員につきましては、誰がなるかという話があります が、避難所の設置、運営の責任者はあくまで自治体です。そういったことを踏まえて、連 絡員につきましては、輪島市の介護保険を担当する職員がこの連絡員にならなければなら ないと位置付けとさせていただいております。

現在介護保険の担当職員は、私を含めて4人です。この福祉避難所の連絡員のコーディネートについて簡単に申し上げます。

このコーディネートは、能登半島地震の時に、私がやってきたことを基本として図式化したものです。このコーディネーターの役割は、一人の職員が一つの福祉避難所しかコーディネート出来ないという位置付けにはしておりません。当時の能登半島沖地震の際に、私も市の職員ですので福祉避難所にかかりきりになれるわけもありませんでした。他の業務にも従事する中での対応となります。条例改正ですとか、市長への直接交渉ですとか、様々な部分でやらなければならないことが生じます。そういったことから、連絡員というのは市の職員が必ず受け持ち、一人の連絡員が2~3の福祉避難所のコーディネートをする位置付けとさせていただいております。訓練も毎年、連絡員は職員を代えて実施をしています。

- 〇宇田川委員 資料の13ページにあるような様式に則って連絡員が県や事業者、看護協会 等、関係協会との連絡調整に当たっているということでしょうか。
- ○河崎委員 そうです。様式としてはこうなのですが、連絡員が中心となって、福祉避難 所の開設運営に向けた話し合いを行っていただくということにしております。
- ○矢守座長 ありがとうございます。他にいかがですか。三瓶委員から、もしよろしければどうぞ。
- ○三瓶委員 輪島市の避難所の事例について、規模がそれほど大きくない地震や、津波で あれば対応出来ると思いますが、でもやはり近くに原子力発電所もあります。そういうこ

とも含めて、もう少し規模が大きかった場合にどうするのかというマニュアル等の検討は されているのでしょうか。

○河崎委員 今、輪島市においてマニュアルを作っているのは、冒頭申し上げたとおり、 能登半島地震では15%の被災になりました。これの2倍程度、30%程度までの住宅等の損 壊の被害であれば対応出来るということで、整備をしております。従いまして、東日本大 震災のような壊滅にいたるようなレベルのものは残念ながら検討できておりません。

○矢守座長 ありがとうございます。

三瓶委員の御指摘というか趣旨は、親検討会でも議論に出ておりまして、こういったことを検討する時に、災害のサイズについて、それによって出来ること、出来ないことが多分出てくると思いますので、今回の取組指針にどのような形で盛り込めるのかは、今後まさにワーキンググループで話し合っていかなければならないわけですが、大・小と分けられるようなものではないかもしれませんが、重要な考慮要因として、災害の大きさですね、

れるようなものではないかもしれませんが、重要な考慮要因として、災害の大きさですね、 特に広域災害をどうするかは、少し考慮していかなければならないなと思います。ありが とうございます。

よろしければ、この後、議題4に移りたいと思います。こちらは、お一人ずつ御意見をいただくことを予めお願いしているパートです。今、お二人の委員から取組指針の検討に当たって、重要なインプットをいただきましたので、それに対する感想等を含めて、お願いできればと思います。

議題4に移る前に、事務局から準備いただいている資料のうち、重要な資料の一つであるワーキンググループ資料6の説明を抜かしましたので、その部分について、まず、事務局から説明をお願いします。

○西島部長 資料6を御覧いただけますでしょうか。新取組指針検討のポイント案について、事務局の方で整理をさせていただきましたので、御説明申し上げます。

ページを捲って1ページ目、こちらが、両取組指針の目次レベルでの比較になります。 左側が、平成25年策定の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、右側 が平成20年に策定した「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」であり、両者の目 次レベルでの比較表となっております。

大きな章立てとしましては、左が1として「平時における対応」、右が1として「平時における取組」、また左が2として「発災後における対応」、右が2として「災害時における取組」となっており、概ね同一の内容が盛り込まれていると認識しております。

今後、両者を統合して新たな取組指針を策定する場合、盛り込まれていないポイントについて記述するのか、その場合どのように記述するのか検討する必要があります。

続きまして、2ページを御確認ください。平成25年策定の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に盛り込まれた基本方針の確認でございます。平成25年の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、これは東日本大震災の反省に基づいて策定されたものであり、例えば震災でみられた事象や課題としまして、多くの被

災者の方々が長期間にわたり避難所等での生活を余儀なくされたこと、従来の避難の枠組みと異なる避難の形態が多く見られたこと、自宅避難、県市町村の区域外に避難する広域避難など、避難所運営において多様な被災者の意見が適切に吸い上げられずにいたことが挙げられます。これらに対して取組指針の基本方針では、右側になりますが、1として、被災者の生活の場として発災直後からのフェーズに応じて良好な環境を提供すること、2として、地域支援の拠点としての機能を有すべきこと、3として、被災者の多様性に十分配慮すべきことと基本方針が記載とされております。

新たな取組指針につきましても、同様の考え方に基づき策定すべきと考えますが、ここでもここに挙げられていないポイントで、新たに反映すべきポイント、項目などがないか御検討、御議論いただきたいと考えております。

続きまして3ページを御確認ください。平成25年版における取組指針で触れられた、避難所におけるフェーズ毎に重要となる事項についてです。こちらは、平成25年策定の取組指針で指摘されました、避難所におけるフェーズ毎に重要となる事項を掲げております。発災後のフェーズとしましては、図の横が「時間」軸であります。発災後から生命確保期、生活確保期となり、縦軸は、「衣・食・住」「医療・保健」「避難所の運営主体」別にそれぞれ重要となる事項を掲げております。この指摘は福祉避難所においても基本的には共通するものであると考えられ、その運営におきまして、より重要となる事項や、また福祉避難所特有の事項がないのか、御検討をいただき新たな取組指針に反映したいと考えております。

なお、4ページから8ページにかけて、参考資料としまして、本年3月に内閣府におきまして全国の福祉避難所の施設管理者を対象とした実態調査である「福祉避難所の運営等に関する実態調査」のアンケート結果を添付させていただいておりますので、お時間のある時に御確認いただけますと幸いです。

以上、新たな取組指針の策定に関して、御検討いただくポイントの事務局案につきまして、御説明申しあげました。事務局からは以上です。

○矢守座長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、今御説明いただいたことも含めて、これを踏まえての御意見をお一人ずつ伺っていく中で御発言をお願いできればと考えております。

一言だけ申し添えますと、事務局の方で今回の二つの資料について整理、統合を目指した精査を始めていただいております。ただ、事務局からもありましたとおり、現時点では目次レベルでの比較でありまして、両者は質的にも異なったものを持っておりますので、両者の統合に際しては、委員の皆様からの御意見を頂戴して、検討したいと思っております。

では、残り時間が約45分程度ございますので、課題4に移りたいと思います。

ここは課題の共有とさせていただいておりますが、委員の皆様に予めポイントをお示し して、おまとめいただいておるかと思いますが、課題意識の共有に加えて、事務局からの 提示資料や、三瓶委員と河崎委員による御発表を踏まえて、御意見を頂戴できればと思います。3分程度でよろしくお願いしたいと思います。五十音順に御発言いただければと思いますので、天野委員からどうぞよろしくお願いいたします。

○天野委員 簡単に4点ほど、福祉避難所に関する問題意識をお話したいと思います。特 に資料はございません。

1点目は、福祉避難所の開設について、既に三瓶委員から共有いただいているとおり、福島県では1カ所も開設がされなかったという状況にあります。この点については、厳しくみていく必要があるポイントで、県内においてもそういった反省に立っているところです。

三瓶委員からの御報告にもありましたが、一般の避難所に行っても要援護者の方が休める場所であったかどうか、一般の避難所の方と要援護者が同じ場所にいてはいけないのではないかという状況があったということです。富岡町がまさにそうだったわけです。その状況の中から福祉避難所について、行政、住民を含めて、必要性に関する理解促進というか啓発というかが十分でなかった。福祉避難所のガイドラインにおいてもそうですが、小学校区等、福祉避難所の拠点的についても、福祉セクションの行政の人間であればわかるが、実際には多くの行政職員にとっての共通の理解がなかったということではないかと思います。

それから二つ目ですが、今の点も関わってきますが、一般の避難所における、要援護者のニーズ、スペシャルニーズに対するスペースというか、スペースが必ずしも確保されていなかったということです。災害対策基本法等の中でも、平成25年8月に設定された取組指針の中で言っているところでもありますが、それを徹底していくことが必要なのではないかと思っています。

3点目になりますが、情報の共有ということであります。避難所だけでなく、被災地の福島のフェーズが変わっている中にあっても、変わっていない課題がいくつかあって、その一つが被災者の情報の共有ということであります。被災者の誰がどこでどんな状態にいるのかということが、5年も経とうとしているのに相変わらず共有されていないことがあります。これは、災害時というよりも平時の部分でのことであります。先ほどの輪島市の取組などが参考になるかと思うのですが、日常的に個人情報をどういう風に共有していけるのか、それについては、例えば災害基本法の一部改正に伴う平成25年6月の通知があっても、県を含めて共有がされていない状況にあります。それはどういうことかというと、やはり個人情報保護法があるので、それはだめですと、そんなことないですよ、と、一定のルールのもとで、被災者の命を救うための情報共有が出来るはずだという風にいっても、その辺りの理解が十分でないために、情報の共有が相変わらず課題となっているということについて、福祉避難所を含めて大きな課題となるかと思います。

最後に、4点目ですが、マニュアルを作るというのは大事な取組だと思っています。ただ、作成後の定着をどうするかというのが、非常に大きな課題だと思っております。マニ

ュアルを作るのは大きな取り組みだと思うのですが、例えば一般避難所にも共通の課題だとは思うのですが、輪島市の取り組みのように、多くの職員に定着するための取り組みを行っている行政は別として、マニュアルが出来たということで、災害が今起きました、という場合にそのマニュアル、どこにありますか、と。キャビネットにあります、と。キャビネットどうなっていますか、と。そういうことがあろうかと、サーバーに保管しています、と。じゃあ、サーバーにアクセスできますか、と。そういう時に、私自身の仕事の話になりますが、福島の災害の教訓を生かした大規模避難所運営シミュレーションに基づく「さすけなぶる」という防災のシミュレーション教材を作成しました。福島の避難所の運営のポイントをいくつかに絞って、その絞ったポイントについて、事例を通して定着させる、いくつかの視点に自らの生活経験を重ねて避難所運営を行ってもらうものです。ポイントを絞れば何とかなるという視点に立っています。現在ブラッシュアップをしているものですが、そういった、マニュアルを作るだけでなく、作成した後の定着化まで課題だろうと思っております。以上です。

- ○矢守座長 ありがとうございました。では石川委員、お願いいたします。
- ○石川委員 石川でございます。

私は震災の直後に半年ほど、宮城県南三陸町の復興計画に携わりまして、その後、厚生労働省の研究費をいただきまして、同町の避難所で運営にあたられた市民や行政関係者、 医療福祉関係者へのヒアリング調査を行ってきました。それらは報告書にまとまっていますが(http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/rouken_report.pdf)、そういったことも含めて、現状についての意見を述べさせていただきたいと思います。

現状の福祉避難所設置計画は素晴らしいところもあると思いますが、大規模災害時の実現可能性をどう考えるのかということについては現実的な議論が必要だと考えます。いくつかの災害の大きさに応じて、最低限優先すべきこと、出来ることをピックアップし、本当に支援が必要な人に支援が届くように、議論は難しいですが優先順位を考える必要があります。

東日本大震災では日中の時間帯であったこともあり、被災地では、津波で被災した高齢者施設のスタッフと利用者が、まるごと他の施設の一室や避難所の一室にまとまって移って、一つの空間を使わせてもらったことで、うまくマネジメントできたというケースがありました。特に、発達障害児の作業所などでは有効な方法であったのではないかと聞いています。在宅の高齢者等の受け入れというのが福祉避難所の本筋であり、そこを議論することが一番重要であると認識していますが、それと共に、多様な形態の避難についても考慮する必要があるかと思います。その意味では先ほどのような、スタッフと利用者がセットとなって避難をして、そのまま受け入れられる仕組みを整えることもひとつの選択肢・形態としては認識しておくことも必要かと思います。また、災害前から福祉避難所に指定されている施設だけではなく、東日本大震災の時には指定施設以外の施設も福祉避難所として使われた例が多くありました。そういったことも洗い出して、もう少し福祉避難所と

なりうる施設を検討した上で、その使い方のガイドラインを考えることも有用なのではないかと思っております。現状では難しいかもしれませんが、特養だけでなく、民間の老人ホームの共有部分の一部なども、大災害で福祉避難所が不足する場合は候補になり得るように、事前に可能性を探っておくことも重要かと考えます。

また、実際の基礎自治体の福祉避難所のご担当の方からの声としては、大きな災害だけではなく、頻発災害時、特に豪雨の場合の福祉避難所、福祉避難所的なスペースの設置のあり方に関するガイドラインやそういった場合に使えるマニュアル等の支援があればありがたい、といった行政の要望もあります。要支援者は、豪雨になる前に避難所に早めに避難することを推奨していますが、そういった場合、どの程度の豪雨被害になるかわからない段階で、短期間でも福祉避難所に準じた介護用具や要員を準備してよいかなどは躊躇してしまうので、なかなか福祉避難所、福祉スペースの用意をしにくい、事前に避難する要支援者の避難サポートのための予算をだしづらいといった声を聞きました。

避難所の位置付けについては、出来ることの優先順位をつけるべきと思います。辛い作業ではあるかと思いますがやらなければならないポイントかと思います。

福祉避難所全体のガイドラインを再検討すると共に、障害の種別や妊婦や乳幼児の母子のための福祉避難所を一部特化して設置するということを検討してはいかがでしょうか。 実際にこういった試みは神戸や横浜で検討・実験されています。また、特に小学校高学年から中学生が、子どもの柔軟な視点も活かして避難所運営に積極的に関われるようになるための、訓練プログラムなども横浜で実施されています。これらについて事前の広報も必要であろうと。

また、福祉避難所の支援をロジや応援の専門人材も含めて、「福祉避難所開設・運営パッケージ」のような、基本単位のようなものを作って、整理して、災害時にどの自治体もすぐに使える、支援を要請できるようなスタンダードをわかりやすい形で準備し、使いやすくしておくことが大事ではないか、わかりやすくする取り組みが大事なのではないかと思っております。後ほど資料を事務局に送付いたします。

- ○矢守座長 ありがとうございました。では宇田川委員、お願いいたします。
- ○宇田川委員 WG資料 No.6「新取組指針検討のポイント(案)」の、2ページ、3ページで「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」基本方針として、まとめていただいている3つのキーワードが大事ではないかと思っております。
- 一つは、「被災者の生活の場として、発災直後からのフェーズに応じて 良好な環境を提供すること」であり、福祉避難所の施設を単に確保するだけではなく、被災された方が暮らしやすい環境を提供することが大事なことだと確認いただいているのだと思います。
- 二番目が「地域支援の拠点としての機能を有すべきこと」とされており、「地域」という言葉が入っています。福祉避難所の主な対象は、災害前は施設に入所されておられた方ではなく、自宅で暮らしておられた方、もともと地域の中でケアを受けておられた方が前提ということと思います。もともと地域の自宅で暮らしておられた方が、地域の中でどの

ように被災生活をされるかという位置付けが大事だという風に理解しております。

三番目が「被災者の多様性に、十分配慮すべきこと」となっています。高齢者の中でも、要介護度の高い方であれば介護を優先した福祉避難所が必要ですし、要支援の方であればリハビリを優先させた福祉避難所、あるいは一般の避難所の福祉スペースなどが有効と考えられます。福祉避難所と避難所での福祉対応は1と0の別世界ではなく、ある種の連続性があるのではないでしょうか。高齢者の要介護度にグラデーションがある中で、避難環境の方も幅を持ってどのような生活環境が必要かといった整理が重要であると思います。

3ページには、一般の「避難所におけるフェーズごとに重要となる事項」を「食・衣・住」「医療・保健」「運営主体」にわけて整理いただいております。一般の避難所と異なる福祉避難所での留意点としては、まず「医療・保健」の対応が必要です。そのためには、専門性が大事であり、専門職を特化してどのようにつなげるかが大事になります。「食」や「住」も、健常者とは異なる物品や設備が必要です。

「運営」につきまして、健常者が運営する一般の避難所とは異なり、支援を得ることが 大事かと思います。例えば、妊産婦など当事者の方だけで避難所を運営するのは難しいわ けで、他の一般の住民の方などの支援を得た運営を行うことが必要になると思います。

最後に、避難所となる施設の本来業務との関係の整理が必要です。一般の避難所で言えば、小学校ですと避難所としての利用と学校教育の再開との関係の整理が必要となります。特別養護老人ホームを福祉避難所にする場合であれば、もともと特養で暮らしていた入所者の健康を維持することがポイントになります。つまり、BCPの問題になるわけですが、施設としては、BCPを前提に据えながら、さらに福祉避難所としてどのように対応するかということを検討する必要があると思っております。

- ○矢守座長 ありがとうございます。では浦野委員、お願いいたします。
- ○浦野委員 私は、気になる点が3点あります。

一つは、福祉避難所の問題に、地域にどこまで期待するかということです。もう一つが 職種団体や施設協会との連携をどの程度考えるのかということです。それと、福祉避難所 を受け入れる対象施設の外部支援のコーディネート力の強化が、重要ではないかと思って おります。

詳しく説明すると、地域にどこまで期待するかということなのですが、福祉避難所に入らなければならなそうな人達というのを、出来れば事前に、ある程度把握しておく必要があるということが、ガイドラインに書いてあったかとも思うのですが、そこで考えておくべきこととして、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を行政と地域が策定中というところだと思います。ただ、行政から地域にくる情報の内容をみてみると、ここまで想定出来る内容というのが、ぜんぜん網羅されていないので、こういう人がいるよということだけが地域へ情報提供されているのですけれど、そこから、地域の人が福祉避難所に入らなければならない人なのかを判断出来る内容ではないのです。ここにちょっと仕組みとしてフォローが必要なのではないかと思います。

もう一つが、天野委員のお話にもありましたが、一般避難所にも福祉避難所スペースあるいは福祉避難室を作りましょうという話があって、あとは福祉避難所というものがあって、それ以外でもっと重度の人は、特別養護老人ホーム等の施設へ入所したり、病院へ入居ということになるのですが、この違いが地域の人達にはわからないのです。だから多分、行政の人もよっぽど勉強している人でないと、あまりきちんと判断出来ない可能性があります。もう少し福祉避難所の共通概念の整理というものが必要になるのではないかと思っております。

一つ、参考になると思ったのが日本赤十字の看護大学の教授で小原先生という先生が作られている、要配慮者の人達をどこに搬送するのかということを、1から4までの段階で表に整理したものがあって、こういう状態の人は病院に搬送しましょう、こういう状態の人は福祉避難所、一般避難所の小部屋、一般避難所の大部屋で仕切りを作りましょう、といった形で、わかりやすく整理をして下さっています。こういうものが、もう少し内容の精査は必要かもしれませんが、共有するものとしてあると、地域も行政も使いやすいのではないかと思いました。

福祉避難所の搬送に関して、誰がやるのかというところなのですが、地域の人の支援も必要になるのではないかと思います。広域災害になればなるほど、福祉車両が手に入らなかったり、緊急性が高ければ早く対応しなければならなかったりする場合があって、専門職の到着を待てない場合もあるかもしれないので、そうなると、一般の人達に車両を提供いただいて搬送いただくことが必要になってくるのではないでしょうか。そうなってくると、そこを説明出来る地域向けの資料も必要になるのではないかと思いました。

それと、数の問題ですが、今のところ、小学校区で一つという話になっているのですが、これも人口密度にもよっても差があるのではないでしょうか。すごく田舎のところと都会のところとがあると思うので、今のところはホテルや宿泊施設が代替として検討されていると思うのですが、大体必要なものというのは、広いスペースとベッドと、トイレと衛生用品と電力と段差解消のような、絞られたポイントだと思うので、ちょっとしたプラスで補充出来るところであれば、企業のスペースも協力して活用させてもらうということでもよいのではないでしょうか。地域と企業が災害時協定を独自に結ぶ例も増えてきていますので、そういったところに絡めることも必要かと思います。

あとは、職種団体、施設協会との連携というところでは、名古屋の事例なのですが、東日本大震災の際に、被災地への支援を希望して各施設のスタッフが老人福祉協議会に登録をしたそうなのですが、ただ、協会がコーディネートしきれず、3月31日になっても人の派遣ができなかったそうです。結局その人達は独自につながっている施設に入り、支援をしたということでした。被災地に対する支援の必要性を感じて、名古屋に戻ってきて、名古屋の老人福祉協議会の支部の人達と連携をしながら、名古屋の施設の職員を継続して1年くらい職員を派遣出来るようにしたという動きがあったそうです。

どういう風にマンパワーの派遣を考えるかということになるかと思うのですが、あまり

大枠では発災後にコーディネートしきれない場合があるということで、この点は考え所か と思います。例えば、全社協の仕組みのように、全国をいくつかのブロックに分けて、北 海道で何かあった場合は名古屋が対応するといった仕組みも必要なのではないかと思いま した。

最後になりますが、対象となる福祉施設について、行政からの支援が充実していない場合、広域災害など難しい場合も考えられます。そうすると、福祉避難所的な対応をされた施設の職員に聞くと、独自にSNS等を使って情報発信をしたり、外部の支援を上手にコーディネート出来る人を置いて、コーディネーター専用で動いてもらったりだとか、そういった対応をしないと回りきらなかったという話がありました。そういう意味で、各施設の人材育成だとか、情報を発信する能力の底上げが今後必要になっていくのではないかと思っております。以上です。

- ○矢守座長 ありがとうございました。次に川合委員お願いいたします。
- ○川合委員 日本バス協会です。バス協会ですので、バスに関することを発言したいと思います。

地方では震災前からマイカー社会で、公共交通機関が十分に生かせていないという状況 です。震災で自家用車を失ったケースや、年齢的に厳しいので免許を返上したりするケー ス、仮設住宅が狭い等の理由で家族がばらばらに避難をしたことで、子供に送迎をしても らうことが出来なくなったケースなど、移動に困っていたお年寄りや障害者が移動困難者 となった。東日本大震災では被災のエリアが広いため、震災前は近所での助け合いがあっ た人が仮設住宅や仮設団地での暮らしの中で、孤立状態になってしまったということがあ ります。バスがほとんど通らない仮設住宅もあると聞きます。これまで一人暮らしの高齢 者に潜在的にあった問題が明らかになってきたと思っています。福祉避難所や被災した自 宅から病院への送迎ニーズもあるかと思っております。仮設住宅からお風呂やコインラン ドリー等への送迎ニーズもあると思います。福祉避難所に入る方は身体が不自由な場合も あって、自分達だけでは仮設の入浴施設を利用するのも難しく、何カ月も風呂に入れない ということもあるのであれば、入浴介助付きの送迎も必要であると思います。首都圏等か ら医師等の人材を被災地に多数派遣することも考えられます。そのためにも貸し切りバス の活用がされればと思います。避難所から被災地の自宅に帰って後片付けをする送迎、市 役所へと向かう送迎、仮設住宅に引っ越した後の買い物のための送迎等、そういった生活 にあわせた送迎が考えられるかと思います。特に福祉避難所では、ヘルパーの派遣や病院 への入院のための送迎、買い物の際の移動の確保などもあるかと思います。

これらの輸送の問題は大きな問題かと思います。民間と自治体が一緒になって取り組むことが必要かと思いますので、自治体による貸し切りバスの借り上げの活用の予算確保、そのための予算措置が必要になるかと思います。燃料不足も問題となります。 車両があっても動けない状態でしたので、燃料の確保などについて、地域の自治体の支援も出来ればと思います。

国の行政としては、被災した地域への臨時営業区域設定のための法令の柔軟な対応、また貸し切りバスでは、営業区域が決まっておりますので、臨時運行ルートの設定など法令の柔軟な弾力的な対応取扱いが必要かと思っております。バス協会からは以上でございます。

- ○矢守座長 ありがとうございます。それでは田村委員、お願いいたします。
- ○田村委員 まずワーキング資料6の3ページからのところに、内閣府の前回の報告書の まとめが載せられています。

これは、一般避難所をイメージして書かれていると理解しているのですが、福祉避難所ということを考えなければならないと思うのです。この二つの差とは何ぞやということを、突き詰めて考える必要がある。実はこの福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを作成した時、もちろん東日本大震災は起こっていません。このガイドライン策定の際の一番の問題意識は何だったかというと、要援護者と呼ばれている人達は施設に住んでいるか在宅の方です。実は自宅に住んでおられる方が、避難所に行って力が弱まることで帰ってこられなくなるということがありました。一時的に施設に行ったつもりが、全然施設から出られなくなってしまい、施設の人数が増えてしまって、施設が困るのは、介護保険計画が変わってきて介護ニーズの前倒しが起こる。

つまり今、福祉の世界では自立支援、いわゆる本人達の機能を活用しながら、いろいろなサービスを使って出来るだけ自分の力で生活してもらおうということは揺るがないと思うのです。それを支援するためにいわゆるグレーゾーンの人達を受け入れる受け皿として、福祉避難所を設けて、出来れば地域に是非帰っていただこうというところを皆さんにぜひ認識していただきたい。それは東日本大震災の時にあまりに悲惨な状況であったことで、どちらかというと、そこに至らなかったという風に思っていただきたい。それが、福祉避難所設置・運営ガイドラインの作成に関わった私の考えでございます。

そうなると、今後それに賛同していただくとして、一般避難所はスフィアプロジェクトというところで、こういうところを確保しておけば人間として最低限生きていけるのではないかというミニマムがございますが、では福祉避難所としては、理想でもよいですしミニマムでもよいですが、福祉避難所として何を備えるべきかについて、真剣に議論をしなければならないのかなと思うところです。そういう意味では、生命確保期、生活確保期というのはわかるのですが、それにプラスして自立力が落ちないようなものをやっていくことが、全ての人の幸せにつながるのではないかということを、一つ強く申し上げておきます。

あとは、簡単に。河﨑委員の試みはすごく素晴らしいと思います。一番素晴らしい点は、 福祉がこれを担当されているという点です。いま、現実に起きている問題は、福祉避難所 の問題が防災の担当となっているところで、防災やりましたか?はい、やりました、とな ってしまい、それに対して福祉の担当者が、まぁいいか、普段忙しいし、となってしまっ ているところです。それを、福祉の担当者が福祉避難所に関する部分を引き受けられて、 自立支援の確保に念頭を置かれて、自分達が結局かぶるんだという思いでやられているの が素晴らしいと思います。

それから、訓練、マニュアル、様式といった、具体的に行政担当がイメージしやすい形で具体化されているのが素晴らしいと思います。これが今回の国の取組指針に入るかどうかは別として、展開イメージとしてはそこまで行かなければいけないのではないかと思いました。

それから、三瓶委員のところで、感動いたしましたのは、介護施設の5つの共通課題としてまとめられていた部分で、乏しい移動手段、介護職員がいないであるとか、介護環境のない避難所生活とか書かれている部分についてですが、これを読んで愕然といたしました。というのも、80%が避難をした中越地震と全く課題が同じで、被災地から出たところの悲惨さは、東日本大震災と歴然とした違いがありますが、聞くと課題は変わっておりません。いろいろな課題が私としては福祉避難所が福祉避難所たるべきという点では、専門職の巻き込み方をどうするかを検討することが課題かと思います。どういった方を巻き込んでいくかというと、医療、保健、福祉の方々です。保健は基本は行政職員であったりするので、確保は無理やり可能ということになります。医療はDMATが出来ておりますが、医療支援のところではお医者さんに任されている部分で、基盤があるようでないところです。福祉はもっと悲惨で、全部事業者になっています。訪ねていって、あなたは誰ですかというような世界であります。この辺りをある程度組織化しなければ、先ほど申し上げたような自立支援のための支援者の確保が難しい。ですが、それが成し遂げられなかったら、福祉避難所が有名無実となるのではないかと思います。以上です。

- ○矢守座長 ありがとうございます。では寺尾委員、お願いします。
- ○寺尾委員 私の方からは三つお話したいと思います。

皆さんもおっしゃっていることなのですが、災害の種類によって避難の対応の仕方が違 うのですということ。

いわゆる台風のような災害時には支援を必要とする者は警報の時点で避難を始めることができます。地震でも阪神淡路大震災と東日本大震災では火災と津波という中心となる災害の状況に応じて避難の仕方が違います。また、今後非常に危惧されているのが、火山噴火の場合の避難の仕方です。あらゆる災害の場合の避難対応を想定し、その災害に適した避難方法を想定し普段から訓練を行っておく必要があります。

さらに、東日本大震災の時のように行政が壊滅した場合の対応があります。いろいろな 状況の違いがありますので、あらゆる場面を想定して柔軟に対応出来るよう訓練を常に行 っていないと生きたものになりません。画一的なものではマニュアルとして活用できない と思います。

それと皆さんがおっしゃっていることですが、一番必要なことは要援護者がどこにいて、 その方にどういう支援が必要かということを常に行政なりが把握しマップにし、また、そ れを更新していくことが重要になります。 過度な個人情報の保護という問題があって、これも何度も議論されてきたことなのですが、各自治体の制定した条例が、総務省が想定したよりも過剰な配慮を必要としている例が大半であり、必ず本人の了解をとらなくてはならないような規定になっております。

本人の生命にかかわる場合にあっては個人情報保護法にとらわれることはないと総務 省はいっています。

要援護者災害時支援マップとして実際に策定しておられる自治体もあります。三重県の伊賀市では、要支援者マップを作っておられて、どこにどのような人がいて、どのような支援が必要なのか。そして、その方を避難させる時には誰が支援をするのかまで決めてあります。理想を挙げればきりがないのですが、そういうところまで行かないと、あらゆる災害を想定した場合に安全に避難が実施できません。

そして、福祉避難所を設置しても、何をどれだけ用意しておく必要があるのかということが把握できない。どの医薬品をどのくらい確保しておけばよいのか。医療器具は何を用意しておく必要があるのかとか、障害者への情報支援としてどういった機材を用意しておく必要があるのか。いざという時に誰がどこに避難するかまで決めておかないと、それぞれの福祉避難所の準備が出来ないことになります。

そして、常に住民参加型の訓練を実施して、住民意識の啓発に努めるとともに協力者を 確保していくことが重要であります。

- ○矢守座長 ありがとうございます。それでは永瀨委員、お願いいたします。
- ○永瀬委員 先ほど、田村委員から福祉避難所のそもそもの成り立ちのところについて、グレーゾーンの人を受け入れるということで、地域に復帰、帰ってもらうことを目的としてというような、そもそもの位置付けがあるのだということを聞かせていただき、認識を改めたところであります。行政としては、なかなか言いにくい部分もあるのかなという感じがするのですが、資源のない時期に、よりよい生活環境を目指すには、要支援者の方々に対してどのように支援するかということなのかなという風に、私自身は福祉避難所に関わったことはないのですが、そういう風に考えておりましたので、そういう観点で述べさせていただきたいと思います。

まず一つ、福祉避難所に関するものとして、量的な問題と質的な向上の問題があるのではないかと思っております。量的な問題の確保というのは、ガイドラインを読みますと、小学校区に一つということが規定されているのですが、新潟県の場合、中規模程度の地震を2回経験した中でも、指定が進んでいる市町村の数としては半数程度であり、残りは、準備はありますがこれからという状況にあります。数ですが、小学校区というのが500弱あるのですが、全体として指定が進んでおりますのは3分の1程度というような状況になっておりまして、なかなか問題があって進んでいないという状況かと思います。

福祉避難所の指定に当たっては、老人福祉施設、デイサービスセンターというのが、考えるに望ましいというか、比較的よい施設なのではないかという感じがするのですが、災害時に施設と事前に検討していたとしても、非常に大混乱の中で、果たして外部の人間を

受け入れられるか。マンパワーは外部から相当の人間が入らないと運営がなかなか難しい のではないかと思っております。

もう一つ、量的な問題といたしまして、先ほど内閣府の調査で、宿泊施設との協定等が行われているのがゼロとなっていたかと思うのですが、実際にホテル・旅館といった宿泊施設と事前に協定を結ぶことが現実的に可能かどうかということがあります。新型インフルエンザの時にも同様の問題が指摘されていたかと思いますが、進んだ例は知りません。ホテルや旅館は営業関係の施設ということで、何かあった場合に福祉避難所として事前に協定することが、量的な問題としてどうかという感じがいたします。質的な向上の観点からは、小・中学校、公民館等、一般の市民も避難する中で、福祉避難所をセパレートして作るという上で、用具、設備等が必要だということもありますが、具体的なマニュアルの準備を示したうえで、何が必要か、どのような調達が必要かという準備を自治体はしておかなければならないと思います。

もう一つは、ガイドライン等を見ますと、福祉避難所に入る対象者として身体障害者、 高齢者、知的障害者、精神障害者、あるいは人工呼吸器、酸素吸入器を使用する在宅難病 患者等いろいろ書いてありますが、小・中学校といった公的施設での対応として、身体障 害者と高齢者は一般的には可能だと思うのですが、精神障害者あるいは人工呼吸器等を装 着されている在宅難病患者等への支援は、なかなかそういうところでは難しいのではない かという感じがいたします。以上です。

- ○矢守座長 ありがとうございます。では、中村委員にお願いします。
- ○中村委員 東日本大震災で多くの住民が被災を経験しておりますので、若干違う観点になるかもしれません。

最初に思うのは、一市町村で、どうしようこうしようということの限界をはるかに超えた災害の場合は、三瓶委員がおっしゃったとおり県内、県外を越えたシステムが非常に重要になるのではないかと思います。行政または民間が一緒になってシフトを作らないと、福祉避難所への移送についても、福祉避難所を出て地域に帰ることにしても、なかなかうまくいかないような気がしております。

それから、市町村という立場で若干話をさせていただきます。福祉避難所というのは対象が要援護者となっておりまして、その範囲が大変広いのですが、市町村にあっては、それぞれに対応出来る施設が不足しているのではないかと思っています。また、施設自体で受入れが可能かどうか疑問があります。協定は結べても、実際に効果的なのでしょうか。やはり広い中で対応した方がよいのではないかと思います。沿岸の市町村が被災したのであれば内陸の市町村と連携をとるなどの方法の方が、具体的に実効性があるのではないかと思います。

福祉避難所も一般の避難所も含めてなのですが、どれ位の滞在のイメージをしているかということなのですが、避難者が民間のアパート、親戚の家、仮設住宅が出来るまでの間など、たくさんの形が考えられるのですが、多くの場合は仮設住宅が出来るまでの間は避

難所生活になるかと思います。それで、野田村の場合では5カ所に応急仮設住宅を作りましたが、出来あがって入居するまでに2カ月から4カ月かかっております。2カ月から4カ月が長いか短いか私にはわかりかねますが、それぞれが地域の公民館や小・中学校等で過ごすわけですが、そういった施設は長期間の滞在を目的とした施設ではありません。また、全ての事案に対応出来るように施設を改修するというのもまた現実的ではないと感じます。

福祉避難所施設または一般避難所の滞在時間を短くすることが一番の健康のための方策ではないかと思います。被災から免れて避難をする、あるいは発災時など、ある程度期間を分けて施策を考える必要があるのではないかと考えます。

それから福祉避難所固有の論点ということなのですが、専門的な知識を有する者の配置ということをうたわれておりますが、これについても一市町村だけでは対応が困難ということで、複数市町村にまたがることは県が中心になってもらったり、または国がという形で人材の確保を行うシステムを構築すれば、いろいろな災害に対応出来るかと考えております。これには、復興に関する人材もそうだと思います。災害の種別、被害状況、市町村の位置等の状況において変わるということを、私からの意見とさせていただきます。

- ○矢守座長 ありがとうございます。では最後になりましたが、河﨑委員、三瓶委員にお 願いできればと思います。
- ○河﨑委員 本当に簡単にしゃべらせていただきます。

2点ですが、要介護認定者の社会福祉施設への緊急入所時の利用料の負担軽減にも対応出来るように自治体に注意喚起をすることが必要だと思います。実際にどういうことかというと、このように災害を理由に緊急入所したときであっても、普段の利用と同じような利用料を支払わなければならなくなるということです。そのことに対応出来るような介護保険条例にしておくために、市町村の特別給付ができる項目を追加しておくこと、そのことをどこかに盛り込んでいただきたいということです。それからもう1点ですが、例えば、協定は結んでいますか、その協定では障害者と高齢者と妊産婦等を分けて作っていますか、それからマニュアルは作成されていますか、訓練は実施していますか、何回実施していますか、それによってマニュアルは改訂していますかといった、簡単なチェックリストのようなものを、ガイドラインもしくは取組指針等で、全国の自治体が一律にどこまで進んでいるかを把握出来るものを検討してはどうかと御提言させていただきます。その他、文言等について修正が必要な点については、後で事務局に連絡させていただきたいと思います。○矢守座長 ありがとうございます。では、三瓶委員、お願いいたします。

○三瓶委員 一つは介護保険法の改正に伴って、要介護4、5の方々は入所出来る。要介護3の方々は加算の関係で、出来れば入れたくない。要介護1、2の方々は入れない。いわゆる地域包括ケア構想によって、出来るだけ地域の介護力で何とかしようという話があります。ですが、実際に地域の介護力でどうにかすることは難しい。

それから、先ほど専門家の派遣という話をしておりましたが、介護要員を出せるかとい

う状況があります。それでなくてもいないのです。外部職員を出せないという状況になると思うのです。出したくても出せないのです。我々としては施設間で協定を結んで対応をしようとしています。普段高齢者を看ている介護者は高齢者の扱いに慣れているのです。子供を扱っている人は老人を扱うのは難しいということがあります。確か今、厚労省が中心となって各県にDMATに近いような組織を作っていると聞きますが、どちらかというと絵に描いた餅というか、そういうものがあればいいのかとも思いますが、支援システムがあっても実現出来るのか、地域に介護を必要とする人が残っている、要介護1や、要介護2の高齢者というのは認知症が始まったばかりで、元気で動き回るのです。それを対応しなければならないということであれば、福祉避難所の必要性もわかりますが、非常に大変な状況が生じると思います。

それから、着の身着のままで対応するのですが、薬もないということで、精神患者であれば安定性に欠けるということになってきます。そういうことにどう対応するかが非常に難しいところだと思います。各市町村で、防災訓練を実施しているかと思いますが、福祉を含んだ防災訓練を実施している市町村はほとんどないと思います。福祉を含んだ、それも要介護者を含んだ訓練を実施する意識合わせを行うべきだと思います。

○矢守座長 ありがとうございました。短い時間で皆様に無理をお願いして申し訳ありませんでした。他にもたくさんの御意見をお持ちだと思いますが、必要に応じて事務局に、インプットいただければと思います。

本来ですと、もう少し今の議論を踏まえて方向性を定めて終了した方がよいと思いますが、時間の関係もありますので本当に最低限のことだけ、一言だけ申し述べさせていただいて事務局へ渡したいと思います。

今、皆様からたくさんの御意見をいただいて、体系的でなくかいつまんだ話になりますが、情報共有の重要性という課題や、一般の避難所における福祉避難所的スペース、医療施設に至るカテゴリの連続性の中でどう福祉避難所を位置付けるかという問題、災害の種別やサイズ感、特に広域にわたるような場合に生じてくる連携、協力、インフラや交通の問題など、そういった災害の種別サイズ感という軸。またそもそも、先ほどの論点の2番目とも関係してきますが、福祉避難所をどのようなものとして位置付けるかという問題、量的確保と質的向上という論点を出していただいて、それぞれに重要なことについて御提案をいただきました。

それから、キーワードとしては、訓練、マニュアル、チェックリストといったものになるかと思うのですが、こういったものをどのように作り上げていくのかという課題があります。

他にも多くの課題があったかと思いますが、多くの方が共通しておっしゃったことを、 私なりにメモをとりながら、整理というほどではないですが、まとめさせていただきました。

大前提として、事務局から提案のあった方向性で検討を進めるという根本の部分に御異

論はなかったと認識をしております。その上で、今の論点は必ずしも十分な集約ではなかったかと思いますが、もう少しこのようなところを掘り下げないとだめだとか、あるいはこういう方向を考えないとだめだという論点をいただいたものと考えております。集約するのは簡単ですが、論点をまた整理していくのは非常に多難ではないかと思います。

○尾崎参事官 たくさんの御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。矢守座長にもまとめていただきましたが、多くの課題を提起いただいたと思いますので、日赤とよく相談をして、整理をしたいと思います。また、現状について、あるいは制度に関する御指摘もあったかと思いますので、その点についての整理を進めたいと思います。

なお、一点だけ整理をさせていただきますと、一般の避難所における要配慮者への対応 ということで御指摘いただいた部分があるかと思いますが、一般の避難所における要配慮 者については、質の向上ワーキンググループにおいて議論する整理とされておりまして、 資料2のとおり、一般の避難所に関することは、質の向上ワーキンググループで、福祉避 難所に関することは福祉避難所ワーキンググループで議論を進めたいと考えております。

本日、一般の避難所についていただいた御意見は、しっかり私どもの方で整理をし、質の向上ワーキングにお伝えしたいと思います。ということで、一般の避難所における福祉避難所的なスペースに関する検討は、質の向上ワーキンググループの方で審議を進めたいと考えておりますので、その点を御了解いただければと思います。

○矢守座長 分かりました。もちろん、福祉避難所ワーキンググループで議論をしてはいけないということではないと思います。検討会とワーキングの連続体の中で、位置付けということでは、一般避難所の福祉避難所的スペースあるいは、コーナーにつきましては、質の向上ワーキングで取り上げるということで、福祉避難所ワーキングでは与えられた課題の議論を進めるということでいきたいと思います。委員の皆様も御了解いただければと思います。両方とも関連すべきだという御意見もあり、それはそれで私もそうだと思います。ワーキングの分業としてはそうなっているということで、委員の皆様にも御了解いただければと思います。

○天野委員 ワーキンググループの立て付けとしては、そうなのでしょうが、一つの取組 指針となっていくべきだというのが一つと、それからここで話し合われたことは事務局が まとめとして報告書を作るということですので、福祉避難所的スペースについては私だけ ではなく、座長をはじめ何人かの委員からも指摘があった部分ですので、何らかの形とし て残していくべきと思います。

- ○矢守座長 私も認識は天野委員と変わりません。事務局は、他でも検討いただいておりますので、それとも調整を図っていただきたいということかと思います。
- ○天野委員 それについては理解をいたしました。
- ○矢守座長 ありがとうございます。他に何かございますか。それではお時間のない中で 御協力をいただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは今日皆様からいただいた議論を踏まえて、次のワーキンググループ開催に向け

て、事務局において次のステップに向けた作業を進めていただくことになると思います。 その過程で、委員の皆様にお尋ねすることもあるかもしれませんし、皆様からもお気づき の点があれば事務局の方へお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に事務局から今後の進め方について、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○西島部長 ありがとうございます。

それでは本日の議論を踏まえまして、事務局にて具体的な内容を整理させていただきたいと思います。今日の御意見に関しまして、委員の皆様方に個別に御相談をさせていただきたいこともございますので、誠に恐縮ですが個別に御連絡を申し上げて事務局の方で御意見を集約させていただきたいと思います。内閣府と連携して次回ワーキングに向けて進めさせていただきたいと思います。次回ワーキングの開催は10月を予定しておりますが、日程につきましてはまた整理させていただいて、確認させていただきたいと思います。

最後になりましたが、内閣府の防災担当の統括官であります加藤様から御挨拶を頂戴したいと思います。

○加藤統括官 防災担当の統括官をしております加藤でございます。

本日は様々な御意見を頂戴いたしまして、身の引き締まる思いでございます。日本の場合は御指摘もありましたが、様々な災害があり、その救護の形態も違っておりますので、実態を踏まえていかに実効性のあるものを作っていくかということが、大きな課題ではないかと思います。また、お話にもありましたとおり、情報の問題ということが大きな課題と思っております。御指摘もありましたが、災害の中での個人情報の取扱いについては法律の改正もしておりますが、それを踏まえてこれからどのようにして、市町村に理解していただくかということについては大きな課題と思っております。それから、災害全般についても、訓練をしっかりするということが課題でありまして、通常の防災訓練と、福祉の連携ということが大きな課題になるのではないかと受け止めさせていただいております。

いずれにいたしましても論点がたくさんございますので、出来れば年内ということを目標にして我々事務局も頑張ってまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○矢守座長 ありがとうございました。本日のワーキングはこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上